

大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについて

○地域密着型市民啓発事業

「人権が尊重されるまち」の実現に向けて、大阪市人権啓発推進員※の育成を図る。

※大阪市人権啓発推進員
本市の人権啓発その他の人権施策に関する業務を市民等に委託する大阪市人権啓発推進員制度の実施について定めた「大阪市人権啓発推進員制度実施要綱」(平成30年4月1日制定)に基づき、719名(令和4年12月31日)が市長から委嘱されている。地域に根ざした啓発活動を各区と協働して展開している。

- (事業目的) 地域に根ざした人権啓発活動の担い手として活動する人権啓発推進員が、当事業の研修会等を通じて習得する知識・スキル等を活用することにより、各区・地域の啓発活動においてより一層活躍し、各区・地域における人権啓発の一翼を担うよう、人材の育成をめざす。
- (取組み方向) ・各研修の実施にあたっては、より効果的な研修内容となるよう、研修手法やテーマを設定するとともに、開催日程や時間帯を工夫し、参加率の向上に繋げる。
・人権啓発推進員のモチベーションの向上等を図るため、人権だより「KOKOROねっと」やホームページ、フェイスブック等を活用し、人権啓発推進員制度や各区・地域の活動事例等について積極的に紹介し、広報を行う。
- (事業の目標) 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」評価85%以上
各研修受講者へのアンケートにおける「活用できる」評価:85%以上
- (事業の目標達成状況) 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立つ」評価:89.8%、「活用できる」評価:86.4%(令和4年12月末現在)

事業名		実施時期	事業内容
研修名等			
人権啓発推進員の育成事業	新任推進員対象の基礎的人権知識及び傾聴・会話方法等の習得を目的とした研修	第1講義 ① 9月1日 昼 ② 9月8日夜 第2講義 ① 9月13日 昼 ② 9月16日夜	・新任推進員対象の基礎的研修 新たに就任した推進員を対象に基礎的な人権問題の知識や傾聴・会話方法等の手法について習得するとともに推進員の任務・役割等について理解を深めることを目的に実施。 [第1講義]「人権って何? SDGs って何?」 講師:堀井 悟氏 (大阪企業人権協議会 講師) 参加者:70名 [第2講義]「人権啓発推進員」と人権 講師:瓜生 稔氏 (株式会社ヒューマンラボ 代表取締役) 参加者:76名
	全推進員対象の今日的な人権課題に対する知識等習得を目的とした研修	講座1 10月5日 昼 講座2 10月13日夜 講座3 10月17日 昼 講座4 10月27日夜	・推進員の知識習得を目的とした研修 全推進員を対象に地域において人権啓発活動等を実施するために必要とされる、地域が抱える今日的な人権課題に対する知識や取組方法の習得を目的に、テーマの異なる研修を計4回実施。 講座1 「あなたは障がいをつくっていませんか? ～どうしたらみんながスムーズに暮らせるの?～」 講師:原田 徹氏 (社会福祉法人ライフサポート協会常務理事、住吉総合福祉センター館長) 参加者数:90名 講座2 「同和問題の現状とこれから ～部落差別解消推進法の目指すもの～」 講師:神原 文子氏 (社会学者(博士)・専門社会調査士) 参加者数:75名 講座3 「「やさしく」の意味 ～おばあちゃんは認知症だった～ 映画鑑賞とおはなし」 講師:杉井 由美子氏 (社会福祉法人 健成会 ささしま地域包括支援センター認知症地域支援コーディネーター) 参加者数:140名 講座4 「誰もが明るく自分らしく生きる社会に」 講師:堀川 歩氏 (株式会社アカルク 代表取締役) 参加者数:38名
	各地域におけるリーダー的推進員の養成を目的とした研修	第1回 12月5日 昼 第2回 12月8日 昼 第3回 12月12日夜	・リーダーの養成を目的とした研修 各地域(小学校区等)で代表する推進員1名を対象として地域における推進員活動の中心的役割を担えるリーダーの養成を行うため、必要となるファシリテート力、相談への対応力などのスキルアップを行うことを目的に実施。 講演テーマ:活動力を磨こう! ～地域での人権課題を整理し、対応を知り、今後の活動に生かそう～ 講師:小林 竜子氏 (一般財団法人大阪市コミュニティ協会研究室 専門アドバイザー) 参加者数:計115人
	全推進員対象の情報共有による人権啓発事業等の企画・実行手法習得を目的とした研修	講座1 2月14日 昼 講座2 2月17日 昼 講座3 2月20日夜 講座4 2月21日 昼	・推進員間の情報共有等を目的とした研修 全推進員を対象にそれぞれが行っている啓発活動等について、互いの経験・情報を共有する場を設定し、推進員の任務と役割のより一層の浸透及び理解度の向上を図り、区役所との連携・協力による効果的な啓発活動・手法の習得を目的に実施。 講演テーマ:調整中 講師:調整中
	人権に関する資料等の提供	随時	推進員活動に必要な情報の提供をするため、人権啓発情報誌「KOKOROねっと」等を送付。

○市民啓発広報事業

さまざまな媒体を活用し、市民に人権問題への理解を深めていただくよう広報を行う。

●啓発用DVDの購入

- (事業目的)

さまざまな人権問題に関する啓発用DVDを購入し、広く市民等に貸し出しを行うことにより、市民の人権への関心と人権意識の向上をめざす。
- (取組み方向)

・利用者の要望等を勘案しながら、新たなジャンルを含め選定・購入する。
・利用者の拡大やリピーターの確保に向け、ホームページに加え、人権啓発情報誌「KOKOROねっと」、フェイスブック等を活用し、幅広い広報に努める。
- (事業の目標)

啓発用DVD利用者へのアンケートにおける「役に立った」評価:85%以上
- (事業の目標達成状況)

啓発用DVD利用者へのアンケートにおける「役に立った」評価:91.7%(令和4年11月末現在)

事業名	実施時期	事業内容																												
啓発用DVDの購入	随時	・啓発用DVDの保有数計：291作品（令和4年11月現在） (内訳) <table><tr><td>・男女共同参画</td><td>22作品</td><td>・高齢者</td><td>12作品</td></tr><tr><td>・子ども</td><td>37作品</td><td>・障がいのある人</td><td>27作品</td></tr><tr><td>・多文化共生</td><td>5作品</td><td>・同和問題（部落差別）</td><td>34作品</td></tr><tr><td>・個人情報保護</td><td>9作品</td><td>・世界人権宣言・国際人権</td><td>1作品</td></tr><tr><td>・人権総論（ドラマ・ドキュメンタリーなど）</td><td>31作品</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・職場・企業の課題</td><td>71作品</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・さまざまな人権課題（L G B T・犯罪被害者・ハンセン病・H I V等）</td><td>42作品</td><td></td><td></td></tr></table> 品 [令和4年度実績]（令和4年11月末現在） ・貸出しソフト本数：336本 ・視聴（延べ）人数：7,023人	・男女共同参画	22作品	・高齢者	12作品	・子ども	37作品	・障がいのある人	27作品	・多文化共生	5作品	・同和問題（部落差別）	34作品	・個人情報保護	9作品	・世界人権宣言・国際人権	1作品	・人権総論（ドラマ・ドキュメンタリーなど）	31作品			・職場・企業の課題	71作品			・さまざまな人権課題（L G B T・犯罪被害者・ハンセン病・H I V等）	42作品		
・男女共同参画	22作品	・高齢者	12作品																											
・子ども	37作品	・障がいのある人	27作品																											
・多文化共生	5作品	・同和問題（部落差別）	34作品																											
・個人情報保護	9作品	・世界人権宣言・国際人権	1作品																											
・人権総論（ドラマ・ドキュメンタリーなど）	31作品																													
・職場・企業の課題	71作品																													
・さまざまな人権課題（L G B T・犯罪被害者・ハンセン病・H I V等）	42作品																													

●大阪市人権だより「KOKOROねっと」の発行

- (事業目的) 人権啓発情報誌によりさまざまな人権問題や啓発事業等に関する情報発信を行うことにより、市民の人権への関心と人権意識の向上をめざす。
- (取組み方向) 若者層や地域レベルでの人権の取組みを掲載するなど、誌面内容の充実を図るほかICTを活用して読者層のすそ野を広げるよう取り組んでいく。
- (事業の目標) 読者アンケートにおける「役に立った」評価:85%以上

(事業の目標達成状況) 読者アンケートにおける「役に立った」評価:94.8% (第49号、第50号)

	実施時期	事業内容
大阪市人権だより 「KOKOROねっと」の発行	8月 10月 12月 3月	・大阪市人権だより「KOKOROねっと」を年間4回発行(8・10・12・3月)。 ・8月・12月・3月は各16,000部作成。10月は小学生(高学年)児童向けに37,000部作成。 ・若年層が利用するICTを効果的に活用し発信。 ・本市関係施設、Osaka Metro地下鉄駅等へ配架。市ホームページにも掲載。 ・音訳版を作成し、希望者に送付。 ・特集テーマ - 第49号(R4.8月)「テレワーク時代のハラスメント」 - 第50号(R4.10月)「インターネットの使い方」 - 第51号(R4.12月)「わかりやすい情報・コミュニケーション」 - 第52号(R5.3月)「子どもの権利」(予定)

●人権ユニバーサル事業

- (事業目的) 人権への関心が低いと言われる若年層に焦点をあて、「外国人」や「障害のある人」又は「性的指向・性自認(性同一性)」に関する人権問題についての理解を深め、人権の大切さについて考える機会を提供する。
- (取組み方向) 「外国人」や「障害のある人」又は「性的指向・性自認(性同一性)」など、誰もが自分らしく生きられる社会の実現にむけ、これらの人々が抱える問題についての気づきを促し、考えることができるような動画を作成し、区役所等市内施設での放映を行う。
- (事業の目標) 視聴者アンケートにおいて「人権問題への関心が深まった」の評価:85%以上

(事業の目標達成状況) 未集計

事業名	実施時期	事業内容
LGBT などの性的少数者に関する人権啓発動画制作事業	3月完成予定	・LGBTなどの性的少数者」に関する人権課題に理解を深める広報用動画を作成する。 ・広報用動画は区役所等の窓口に設置している小型デジタルサイネージ等で放映する。

○参加・参画型事業

市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する。

●人権に関する作品募集事業

(事業目的) 広く市民(とりわけ人権への関心を高める必要がある若年層)を対象に、人権に関する作品の創作活動を通じて人権意識の醸成を図るとともに、入選作品の展示会、啓発・広報事業への活用を行うことにより、幅広く市民への啓発をめざす。

(取組み方向)・小中高校生及び一般の方を対象に、人権キャッチコピーを募集し、優秀作品を人権啓発の広報物等に活用する。
・これまでのポスター等デザインやフォトなどの優秀作品を融合させてポスター化等を行い活用する。

(事業の目標) キャッチコピー応募数6,700件(過去3年の平均)以上。

(事業の目標達成状況) キャッチコピー応募数5,389件

事業名	実施時期	事業内容
人権に関する作品募集事業	[作品募集] 9月26日～ 10月31日 [表彰式] 3月中を予定	人権に関する作品を募集し、優秀作品をさまざまな人権啓発の広報印刷物等に活用するとともに、各区等の人権啓発事業に活用。 ●応募作品数 計5,389作品 (3年度応募作品数6,328作品) ・内訳 小学生(低学年)1,286 小学生(高学年)2,473 中学生855 高校生549 一般226 ●入選作品数 計70作品 ・内訳 全区分:大阪市長賞1 特別奨励賞1 優秀賞5 佳作7 ●表彰式 ・大阪市内で実施予定

●人権の花運動

(事業目的) 小学校の児童等が協力し合って花を育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重を育み、より豊かな人権感覚を身につけてもらう。

(取組み方向) 全国一斉に国の基本方針に沿って、人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業として実施されており、継続して実施していく。

(事業の目標) 実施校へのアンケートにおける「児童の人権に対する関心や理解は深まった」評価:85%以上

(事業の目標達成状況) 未集計

事業名	実施時期	事業内容
人権の花運動	9月～翌年3月	・主催 人権啓発活動地域ネットワーク協議会 (大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等) ・対象 市内小学校25校 ・内容 各校に花の球根、プランター、培養土等を配付して児童が花を育成 ・各校を担当する人権擁護委員が球根の植え付けを一緒に実施 ・人権擁護委員が植え付け時や開花時期等の人権講話や映像ソフト等を用いた人権教室を開催

●Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業

(事業目的) 青少年など若者層が興味のあるサッカーゲームの場を活用した啓発活動を実施することにより、青年層をターゲットとした人権への関心と人権意識の向上をめざす。

(取組み方向) 全国一斉に国の基本方針に沿って、人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業として実施されており、継続して実施していく。

(事業の目標) スタジアム啓発イベント実施ゲームでの来場者へのアンケートにおける「人権問題への関心が深まった」の評価85%以上。

(事業の目標達成状況) スタジアム啓発イベント実施ゲームでの来場者へのアンケートにおける「人権問題への関心が深まった」の評価88.1%以上。

事業名	実施時期	事業内容
Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業	4月～翌年3月	ホームゲーム17試合のハーフタイムに、電光掲示板に人権啓発スポット広告(選手による「いじめNO!」メッセージ)を各30秒放映。
	11月5日	公式戦ホームゲームにおける人権啓発活動 ・場所 ヨドコウ桜スタジアム ・内容 子どもによる人権サポーター宣言の実施、啓発横断幕を持つての場内周回啓発物品の配布 など
	11月13日	小学生を対象にサッカー教室等を開催し、子どもが楽しく人権を学ぶ機会を提供する。

○企業啓発推進事業

- 企業・事業者等における人権啓発や人権研修への支援に取り組む。
- (事業目的)各種研修会等で習得した知識等を活用して、企業市民である企業・事業所等の事業主、従業員等の人権意識の向上と公正採用選考制度の普及啓発をめざす。
- (取組み方向)より効果的な研修内容となるようなテーマや講師選定を行うとともに、参加者の拡大にも繋げる。
- (事業の目標)各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」及び「活用できる」評価：85%以上
- (事業の目標達成状況)各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」評価：95.1%、「活用できる」評価：88.8%（令和4年11月末現在）

事業名		実施時期	事業内容
	研修名等		
企業啓発支援事業	人権啓発基礎講座	第1回:6月21日 第2回:7月27日	企業・事業所内で人権啓発を企画実施する新任人権啓発担当者等を対象に、人権啓発担当者として必要な基礎知識の習得と人権感覚のレベルアップを目的に実施(全2回)。 [第1回] テーマ 企業と人権について学ぶ 講師 芝本 正明さん(大阪企業人権協議会 サポートセンター長) 参加者 241名 [第2回] テーマ 私からはじめる私たちの多様性社会 講師 三木 幸美さん(公益財団法人 とよなか国際交流協会) 参加者 150名
	人権啓発スキルアップ講座	第1回:8月8日～8月26日 第2回:11月9日	人権啓発研修等のスキルアップをめざす従業員や管理職等を対象に、企業や地域における人権研修の実施手法等のより実践的なスキルを習得することを目的に実施(全2回)。 [第1回](You Tube配信によるオンライン開催) テーマ 職場内人権啓発・研修の進め方を学ぶ 講師 芝本 正明さん(大阪企業人権協議会 サポートセンター長) 参加者 454名 [第2回] テーマ パワーハラスメント防止のポイント～ハラスメント防止研修を実効性あるものへ～ 講師 藤本 美幸さん(公益財団法人21世紀職業財団 客員講師) 参加者 142名
	経営層人権啓発講座	9月16日	事業主・経営者層を対象として、CSRの観点から企業経営における法制度の動向、ダイバーシティマネジメントの意義・重要性についての理解を深めることを目的として実施。 講演Ⅰ「外国人労働者受け入れの現状と課題～人権の視点から考える～」 藤本 伸樹さん(一般社団法人アジア・太平洋人権情報センター研究員) 講演Ⅱ「夢と絆」 蓮池 薫さん(新潟産業大学経済学部 准教授) 参加者 475名
	労務・人事担当管理職を対象としたブロック別研修	【Aブロック】 11月17日	管理責任を求められる労務・人権担当の管理職等を対象に、ハラスメント等の職場における人権課題及び労務に関連する人権課題について、その現状や対応策・防止策等に関する専門的な知識を習得することを目的に市内を5つのブロックに分割し、それぞれで実施(全5回)。 【Aブロック(北・都島・淀川・東淀川・旭区)】 [第1部] ・テーマ 企業とLGBTQ ～多様性を認め合う職場づくり～ ・講師 桂木 祥子さん(NPO法人 QRWC理事) [第2部] ・テーマ 会社を社会をユニバーサルデザインに ・講師 中野佐世子さん(人権教育・啓発講師、元NHK手話ニュースキャスター) 参加者 集計中
		【Bブロック】 12月2日	【Bブロック(福島・此花・西・港・大正・浪速・西淀川区)】 [第1部] ・テーマ 障がい者の人権について 基本的理解を深める ・講師 金井 敬三さん(大阪企業人権協議会 サポートセンター 特任講師) [第2部] ・テーマ 南海トラフ地震を見据えた地域コミュニティでの対策 ～東日本大震災の教訓を踏まえた大阪での津波避難～ ・講師 生田 英輔さん(大阪公立大学都市科学・防災研究センター教授) 参加者 集計中
		【Cブロック】 10月6日	【Cブロック(中央区)】 [第1部] ・テーマ 外国人の人権～職場における外国人差別と人権侵害をなくすために～ ・講師 指宿 昭一さん(弁護士、外国人技能実習生問題弁護士連絡会共同代表他) [第2部] ・テーマ 全国水平社創立100年の運動から学ぶ ・講師 友永 健三さん(一般社団法人部落解放・人権研究所名誉理事他) 参加者 116名

		【Dブロック】 1月10日～1月27日 【Dブロック(天王寺・東成・生野・城東・鶴見区)】(You Tube配信によるオンライン開催) [第1部] ・テーマ 尊敬しあえる社会へ～水平社100年から考える部落問題～ ・講師 宮前 千雅子さん(関西大学 人権問題研究室委嘱研究員) [第2部] ・テーマ 多文化共生時代の外国人の人権と企業に求められる取り組み～外国人雇用による持続可能な経営に向けて～ ・講師 田村 太郎さん(一般社団法人ダイバーシティ研究所 代表理事) 参加者 実施中
		【Eブロック】 2月6日～2月24日 (予定) 【Eブロック(阿倍野・住之江・住吉・東住吉・平野・西成区)】(You Tube配信によるオンライン開催) [第1部] ・テーマ 女性活躍推進の現状と課題 ・講師 三木 啓子さん(アトリエエム株式会社 代表取締役、産業カウンセラー) [第2部] ・テーマ 2024年改正障害者差別解消法の施行に伴い、民間企業に求められる合理的配慮の提供とは？ ・講師 原口 淳さん(株式会社ミライロ講師、日本ユニバーサルマナー協会講師)

○その他

●新型コロナウイルス感染症にかかる人権啓発

令和2年4月	HP、SNSを通じて、誤解や偏見に基づく差別やいじめをなくしていく啓発とともに相談窓口を案内
令和2年5月以降	SNSを通して4月と同様の内容の啓発を実施(2年5月、7月、8月、10月、3年1月、4月、6月、9月、4年1月)
令和2年6月	新型コロナウイルス感染症差別集中相談月間を設定し、HPやSNSを通じて周知
令和2年7月以降	市長出演による「STOP!コロナ差別」啓発動画の配信(一時休止中)
令和3年6月	新型コロナウイルス感染症差別集中相談月間を設定し、HPやSNSを通じて周知
令和3年9月・4年1月	新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関連した人権問題についてfacebookで周知。

●人権啓発事業効果検証

(事業目的)

人権啓発・相談センターの実施事業について、外部の学識経験者及び専門家から個別に意見聴取を行うことを通じて、厳密な効果検証を行い、PDCAサイクルの徹底を図り、より効果的・効率的な事業となるよう改善を図る。

事業名	実施時期	令和4年度事業
人権啓発事業 効果検証	令和5年3月 予定	【令和3年度における意見及び対応】
		◇人権だより「KOKOROねっと」について 【意見】 近年、インターネットを通じた様々な事件が発生しており、そうした事件に巻き込まれないために、例えば「インターネットリテラシーを伝えたい」ということを考えた時、どのような手法が有効で効果的であるのかなど、十分な検討が必要である。
		＜対応＞ 10月に発行した人権啓発情報誌「KOKOROねっと」において、小学6年生向けに「インターネットの使い方」を題材とし、編集に際して内容を検討するとともに、教育委員会と連携しながら理解しやすい紙面となるよう取り組んだ。
		◇人権だより「KOKOROねっと」について 【意見】 紙媒体の紙面について、年齢層が高い人が読んだ時にもわかりやすく、現代的な事象についても知っていただける構成にすべき。
		＜対応＞ 年齢層が高い方々にとっても、見やすく理解しやすい表現となるよう、編集会議等で言葉遣いや紙面の構成等を含めた十分な検討を行った。
		◇人権に関する作品募集事業について 【意見】 「一般の部」の応募者が伸びておらず、大阪市長賞をとるチャンスであることを伝えていくなど、応募者を増やすよう努めてもらいたい。また、標語がどこに使われるか、何に使われているのかよくわからないので、さらに明確にしておくべき。
		＜対応＞ ホームページ、本市各施設、Osaka Metro駅構内にポスターを掲示し、リーフレットを配架する等周知を図ると共に、企業団体や大学等にも働きかけ、多くの「一般の部」の方々にも応募いただけるよう取り組みを行ったが、今年度についてはJR駅へのポスター掲示ができなかったため応募者数が減少した。
		◇人権相談事業の啓発について 【意見】 大阪は仕事をしながらラジオを聞いている人が多い。そういう媒体を使って人権相談事業の認知度を上げることも効果的である。
		＜対応＞ ラジオ媒体による広報は未実施であるが、令和3年9月にFC大阪TVに出演し人権相談についての広報、今年度はショッピングモールデジタルサイネージへの掲載、大学連携ポスタープロジェクトにより大学生によるポスター作成・Osaka Metro主要駅に掲示をし広報を行った。
		【意 見】
		◇人権啓発推進員の定年制について 人権啓発推進員について、80歳未満の者を選考するよう要綱を改正された。 新しい人権課題が出てきており、それに対応するためにも、若い人を登用できるようにすることが重要である。
		◇人権啓発推進員の育成事業について コロナ禍における研修の実施について、集合研修もしくはリモート研修のいずれも困難な場合、応急的な対応として、紙媒体資料の送付も即応的といえる。また、研修動画を収録したDVDを貸し出す手法も一定評価できる。
		◇人権相談事業について 「子ども」「外国人」「インターネット」の分野の相談が少ないが、そのような相談も受けますということも広報するとともに、他の専門機関との連携が必須である。
		◇人権啓発及び相談事業 それぞれの事業のアンケートで、最終的に誰が受益しているか、また満足度を測るとともに、ニーズに対してリアクションを図るなど、しっかりと内容を把握し、活かすことが重要である。
		◇人権行政について 人権に関する取り組みはすぐに効果が出にくい行政分野の一つであるが、粘り強く事業を実施していくことが肝要である。